

事 務 連 絡  
平成26年10月17日

各保険医療機関  
開設者 様

北海道厚生局医療課長

救急搬送患者地域連携紹介加算・救急搬送患者  
地域連携受入加算の施設基準の取扱いについて

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記施設基準については、「疑義解釈資料の送付について（その10）」（平成26年10月10日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）により、「二次救急医療機関同士、三次救急医療機関同士においては、当該加算を算定することはできない」とされたところです。

つきましては、貴医療機関における紹介元または受入先の保険医療機関を今一度ご確認のうえ、当該施設基準に適合しない保険医療機関におかれましては、平成26年11月28日（金）までに施設基準の変更の届出等を行うようお願いいたします。

【照会先】

北海道厚生局 医療課  
TEL:011-796-5105

<抜粋>

○「疑義解釈資料の送付について(その10)」(平成26年10月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡)

【救急搬送患者地域連携紹介加算・受入加算】

(問1)

救急搬送患者地域連携紹介加算及び受入加算について、二次救急医療機関同士・三次救急医療機関同士でも算定可能か。

(答)

救急搬送患者地域連携紹介加算及び受入加算は、高次の救急医療機関に緊急入院した患者について、他の保険医療機関でも対応可能な場合に、他の保険医療機関が当該患者の転院を速やかに受け入れることで、高次の救急医療機関の負担軽減及び緊急入院の受入れが円滑になるような地域における連携を評価したものであり、二次救急医療機関同士、三次救急医療機関同士においては、当該加算を算定することはできない。